

鳴門海峡の安全航行のために  
なる と なな そく

# 鳴門七則

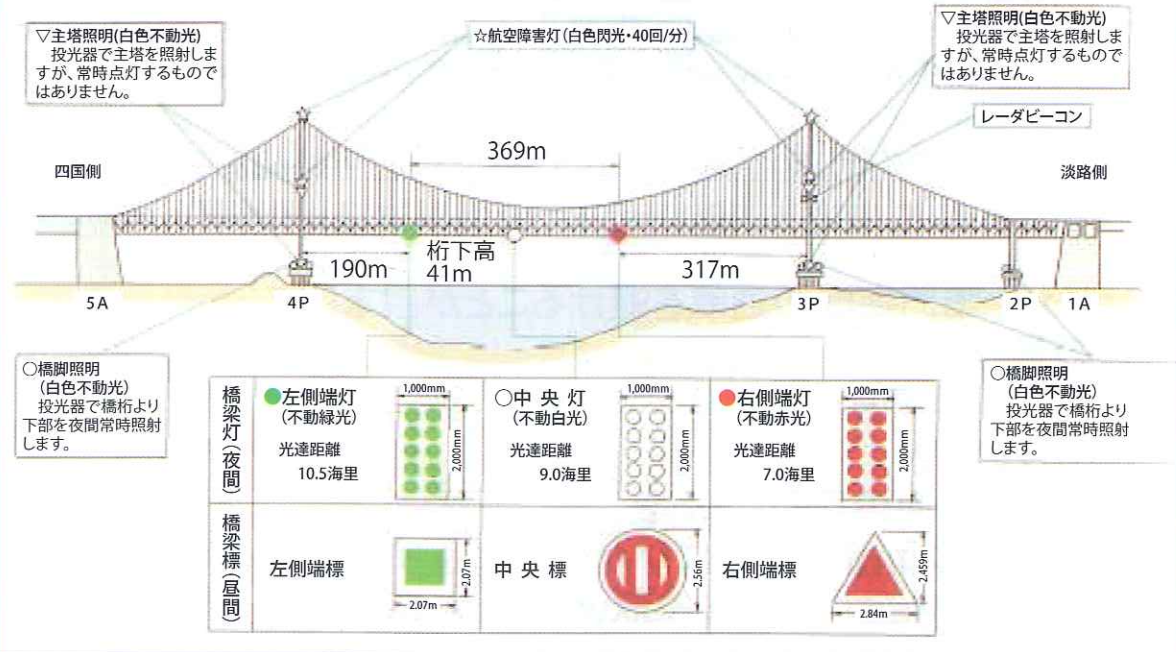
## 鳴門海峡安全ルール

鳴門海峡は、可航幅が狭く、強潮流や渦の発生等により流向が複雑であるうえ、通航船も多く漁船の操業も活発な海域です。

昭和60年6月大鳴門橋が完成し、「架橋が目標となることもあり、通航し易くなった。」という声もある反面、依然として視界不良時、強潮流時の海難が跡を絶えないことから、安全通航のため、海上衝突予防法に規定する航法を遵守するほか、次の安全ルールに留意して下さい。

- ① 通峡前に気象・海象を十分調べよう。
- ② 霧や視界不良時の無理な通峡は止め、回復を待つ勇気を持とう。(この海峡は短時間で天気が急変し、濃霧となることが多い)
- ③ 強潮流時の無理な通峡は止め、潮流のたるみや弱い時を通ろう。  
・向かい潮のときは、少なくとも潮流の速度プラス3ノット以上の速力が必要。  
・連れ潮のときは、舵効きが悪くなるので大舵をとりがちですが、これは転覆につながり極めて“危険”。
- ④ 大鳴門橋の中央灯の右側をできるだけ橋軸線と直角のコースで航行しよう。

大鳴門橋の灯火及び標識(南方から橋を望む)



- ⑤ 潮のたるみには漁船が海峡内で多数操業する傾向があるので、安全な速力で航行するとともに、必要に応じ汽笛等により注意喚起して通峡しよう。

- ⑥ 橋に設けられた航行援助施設があるので、十分活用しよう。  
レーダービーコン

大鳴門橋の3Pの位置(北緯34-14、東経134-39.4)がレーダー映像上(橋の向こう側)に破線で輝線符号(---)が標示されます。なお、この符号を橋の中心表示と誤信して、乗り揚げた船がありますので十分注意して下さい。(必ず海図と併用のこと)



イ. 北航の場合



ロ. 南航の場合



- ⑦ 「霧通報」を活用しよう。

第五管区海上保安本部では、次の要領により鳴門海峡の霧通報を実施しています。

● 霧の発生により鳴門海峡(左図の区域)の

\* 視界が2,000メートル以下になったとき、視界が1,000メートル以下になったとき、視界が500メートル以下になった場合、随時放送しています。

\* VHF ch12、国際・日本語ナブテックス、AIS情報



鳴門海峡を航行する場合の注意事項

CAUTION: WHEN PASSING THROUGH NARUTO KAIKYO

鳴門海峡は、海峡の幅が狭く潮流が複雑で極めて強い、日本有数の船舶交通の難所です。船舶を運航する場合は、次の点に十分注意し、無理な通峡は避けましょう。

“Naruto Kaikyo” is widely known that it is very difficult to pass through, because the strait is narrow with very strong and complicated tidal streams.

Vessels must not be navigated in dangerous circumstances.

Great care, the following is needed when passing through “Naruto Kaikyo”.

次の場合には、鳴門海峡の通峡を避けることが望ましい

- 1 潮流の最強時前後
- 2 暗夜及び視界不良のとき
- 3 天候不良のとき
- 4 潮流と反対方向の風が吹くとき
- 5 地理不案内の船舶は上記にかかわらず通峡は避ける

Vessels should avoid “Naruto Kaikyo” in the following circumstances.

- 1 When the tidal stream is strongest.
- 2 At night and in poor visibility.
- 3 In rough weather.
- 4 When the wind direction is against the direction of the tidal stream.
- 5 Vessels without local knowledge.

